

令和2年7月20日
保健医療部長決裁

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所とする。

3 内容

新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策等の支援を行う。

※ 対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

4 対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

5 留意事項

(ア) 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできない。

(イ) 医科医療機関の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

(ウ) 歯科医療機関の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。
- ② 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動

線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。

- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

(エ) 薬局の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等を行う。
- ③ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制を確保する。
- ④ 薬局内の混雑を生じさせないよう、事前の予約や掲示等を行い、患者に適切な薬局内での対応を周知し協力を求める。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

(オ) 訪問看護ステーションの感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ① 共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問鞆等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。
- ③ 医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

(カ) 助産所の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 感染防止対策のための動線の確保やレイアウト変更等を行う。
- ③ 施設内の混雑を生じさせないよう、予約の拡大等を行い、妊産婦に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

6 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。なお、令和2年4月1日から適用する。